

児童虐待かと思ったらお電話ください

子育て中の家庭では、愛情はあっても、子育ての負担や困難感、家庭環境等様々な要因で虐待など不適切な養育状況におちいってしまうことがあります。宗像市では、そのような家庭へ早期に支援を届けたいと考えています。児童虐待の防止のためにも、市民の皆さんからの連絡をお願いいたします。

●児童虐待かと思ったら…不審なあざや傷、泣き声、怒鳴り声、放置など

相談・対応窓口へご連絡ください。匿名での連絡も受け付けています。

「もしかしたら」でもかまいません。連絡元は明かしません。

関係機関で調査を行い、子どもの適切な保護、家庭の支援につなげます。

相談・対応窓口

宗像市 子ども相談支援センター

☎ 0940-36-1302

月曜日から金曜日（市役所閉庁日は休み） 8:30～

◆あなたの一本のお電話で救われる子どもがいます◆

児童虐待とは

【身体的虐待】

- ・たたく、なぐる、ける、首をしめる などの暴力をふるう
- ・はげしく揺さぶる、投げる、異物を飲ませる または食べさせる
- ・やけどを負わせる
- ・監禁する、長時間戸外に締め出す など

【心理的虐待】

- ・無視する
- ・おどし、脅迫などの暴言を浴びせる
- ・こどもの前で暴力をふるう（DV、家庭内暴力等）
- ・他のきょうだいと差別的なあつかいをする
- ・犯罪を強要する など

【ネグレクト】

- ・食事を与えない、入浴させない、不潔な状態に置く
- ・乳幼児を家に残して外出する、車中に放置する
- ・虫歯や病気になっても病院に連れて行かない
- ・学校等に行かせない
- ・こどもが暴力を受けているのを放置する など

【性的虐待】

- ・こどもへの性的暴行、性行為を強要する
- ・性器や性的行為を見せる
- ・わいせつな写真などの被写体にする など



児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

●学校、幼稚園、保育園、認定こども園、学童保育所等では…

お子さんにあざやケガがある、おびえているなど心配な様子がある場合、保護者に状況を確認したり、市役所や児童相談所へ報告しなければなりません。子どもの安全確認のため、ご理解 ご協力をお願いいたします。



児童の権利や児童虐待に関する法律等

●児童の権利に関する条約

すべて児童は、生存及び発達を確保される権利、意見を表明する権利を有し家庭において養育の責任を有する父母等からの虐待にあつては、適切に保護され援助を受ける権利を持ち、児童の最善の利益に配慮すべきとされています。

●児童福祉法

児童は適切に養育され、愛され保護されること、心身の健やかな発達を保証される権利を有し、国民はその健やかな育成に努めるよう定められています。

●児童虐待の防止等に関する法律

児童虐待の禁止と早期発見、予防についての国民の義務を定められ、関係機関国民すべてに虐待の通告義務が課せられています。

※令和2年4月から、しつけに際する体罰が禁止されました。

●宗像市子ども基本条例

すべての子どもは、安心して生きる権利を有しており、大人から愛情をもって育まれる環境において、あらゆる暴力から守られることが保障されるべきとされています。**11月20日は「宗像市子どもの権利の日」です。**

その他の相談・対応窓口

●宗像児童相談所

☎0940-37-3255 FAX 0940-37-3299

月曜日から金曜日 8:30~17:15

※時間外の電話は福岡児童相談所へ転送されます。

●児童相談所 全国共通ダイヤル

☎189 (いちはやく) 毎日24時間対応

●宗像警察署

☎0940-36-0110

